

平成27年度先導的Rubyソフトウェア開発支援事業 よくある質問と回答

No.	区分	質問	回答
1	補助対象者	県内に事業所を有しているとは本社でないといけないのか。	支社、支店、営業所などでも構いません。
2	補助対象者	県内の事業所はレンタルオフィスやシェアオフィスなどでも良いのか。	レンタルオフィスやシェアオフィスでも構いませんが、一時的に事務所を間借りしているだけで、県内産業への波及効果がないとみなされる場合は採択されません。
3	補助対象者	大企業、みなし大企業の応募は可能か。	可能です。ただし、福岡県内におけるベンチャー創出、中小企業育成に対する効果が期待できる事業である必要があります。
4	補助対象者	大企業の定義は何か。	<p>中小企業庁の定義に従いますので、以下の中小企業の定義に当てはまらない企業を大企業とみなします。</p> <p>「資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人」</p> <p>参考URL: http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html</p>
5	補助対象者	共同事業者は県外事業者でも良いのか。	共同事業者も県内に事業所を有する必要があります。ただし、公募要領の別表にあるとおり、大学等との共同開発に掛かる経費は補助対象となります。この場合の大学等は県外でも構いません。
6	補助対象事業	対象事業で開発するソフトウェアはすべてRubyで開発する必要があるのか。	すべてRubyで開発する必要はありません。ただし、Rubyや軽量Rubyの特徴を活かした事業であるかという点が審査のポイントになりますので、Rubyをごく一部にしか使用していない場合は採択されない可能性があります。
7	補助対象事業	平成28年2月28日までにすべての開発を完了させる必要があるのか。	原則として完了させる必要があります。完了しない場合は、その理由と範囲を事業計画書に明記してください。なお、平成28年2月28日以後の開発に掛かる経費は補助対象とはなりません。
8	補助対象経費	開発用PCの購入は補助対象となるか。	PC等の汎用性が著しく高い装置の購入費は補助対象とはなりません。レンタルPCを使用してもらう必要があります。
9	補助対象経費	ソフトウェア開発を外注しても補助対象となるのか。	開発の根幹となる部分の外注は補助対象とはなりません。外注費として計上可能なのは、印刷・製本や物品運送等の補助事業者が直接実施することができないもの、または適当でないものです。
10	応募手続き	定款は原本の提出が必要か。	写しで構いません。
11	応募手続き	応募の際、登記簿謄本の提出が必要か。	不要です。ただし本社所在地が県外である場合、提出を求めることがあります。